

論文審査の要旨及び担当者

No.1

報告番号	甲 乙 第 号	氏 名	Paul Kyle Kallender
論文審査担当者	主 査	神保 謙	政策・メディア研究科委員 兼 総合政策学部准教授
	副 査	中山 俊宏	政策・メディア研究科委員 兼 総合政策学部教授
		鶴岡 路人	政策・メディア研究科委員 兼 総合政策学部准教授
		青木 節子	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
学力確認担当者：			
<p>ポール・カレンダー君の博士学位申請論文 <i>Explaining the Logics of Japanese Space Policy Evolution 1969-2016, Combining Macro- and Microtheories, Notably The Strategic Action Field Framework</i> の主題は、日本の宇宙政策の史的発展を包括的に検討しつつ、非軍事的領域（通信・放送・地球観測・気象）から軍事的領域（偵察・警戒監視・宇宙状況監視）へと展開した政策過程を、「戦略的行動枠組み」(Strategic Action Field Framework)を用いることによって明らかにすることである。</p> <p>広大な宇宙空間は、地球上での経済・社会・軍事活動を支えるために不可欠な領域となっている。日本も戦後の早い時期からロケット実験を開始したが、宇宙政策の起点となったのは1969年の宇宙開発事業団(NASDA)の設立である。そこでは「平和の目的に限り、人工衛星及び人工衛星打上げ用ロケットの開発、打上げ及び追跡を総合的、計画的かつ効率的に行ない、宇宙の開発及び利用の促進に寄与することを目的」とすることが確認されている。その後、1970年代の米国からの技術導入（1970年：人工衛星「おおすみ」打ち上げ成功）、および80年代の国産ロケット開発（1980年：純国産H-1ロケット開発）、90年代の有人宇宙飛行への参加、2000年代の打上げサービスの民営化(2007年：H-2Aロケット民営化)などを通じて、宇宙事業を発展させ社会への応用を拡大してきた。</p> <p>こうした日本の宇宙政策の基本的枠組みを定め体系化したのが2008年に制定された「宇宙基本法」である。同法は内閣に宇宙開発戦略本部を設け、宇宙開発の推進にかかる基本的な方針、宇宙開発にあたって総合的・計画的に実施すべき施策を宇宙基本計画として策定することを定めた。それまで文部科学省の宇宙政策委員会が新技術の開発と実用化を担っていたが、同法制定後は内閣・宇宙開発戦略本部・宇宙政策委員会が各省庁が実施すべき政策と予算と勧告し、国家戦略の一環として内閣府宇宙戦略室（2012年設置）が宇宙政策の司令塔となった。</p> <p>日本が国家戦略としての宇宙政策を推進する中で(1)宇宙安全保障の確保（安全保障能力の強化）、(2)民生分野における宇宙利用の推進（地球規模課題解決等）、(3)産業技術基盤の強化（宇宙産業・技術基盤強化）という目標を同時に追求することとなる。とりわけ安全保障分野においては内閣衛星情報センターの設置(2001年)、情報収集衛星の本格運用(2013年以降)、宇宙システムの強化（準天頂衛星の充実化）、宇宙状況認識(SSA)能力の強化、米国を中心とする諸外国との政策連携などが、重視されるようになってきている。</p> <p>本論文は以上のような戦後日本の宇宙政策の政策形成過程を、宇宙政策の黎明期（1969年から98年）、「テポドンショック」と宇宙政策の転換(1998年から2004年)、宇宙基本法の成立過程（2005年から08年）、宇宙基本計画による推進期(2009年から12年)、対内・対外バランス期（2012年から15年）という5つの時系列に分けて、それぞれの時期区分における政策</p>			

論文審査の要旨及び担当者

No.2

の主要課題、政策決定のアクターと制度の力学、推進と拘束のメカニズム、時期区分の転換点となる外部・内部要因を分析している。

本論文において日本の宇宙政策をめぐる政策過程分析に用いられているのが、「戦略的行動」枠組み(Strategic Action Field Framework: SAF)である。同枠組みは政策決定のアウトプットおよびフィードバックをもたらす作用を、マクロ・メゾ・マイクロレベルに分類し、(1)Geostrategic、(2)Inter-State、(3)Political、(4)Bureaucratic、(5)Government Stakeholders、(6)Sub-Government Stakeholders、(7)Economic Stakeholder、(8)General Public の8つのレイヤーの相互作用として分析するものである。本論文では各時期区分における宇宙政策決定の特質を、上記レイヤー別の相互関係として捉えることを試みている。この手法の導入により従来の研究でみられたような、国際構造の変化や脅威認識を重視する分析や、官僚システムの組織政策の集積を重視する分析を、重層的なレイヤーで捉えなおしたことに本研究の方法論上の価値を見出すことが可能である。

第1章・第2章では分析と起点となる1969年から今日までの日本の宇宙政策の展開を外観し、上記の時期区分の前提となる史的展開と変化を明確化した。また主要な国際関係論(マクロ理論<新現実主義・構成主義等>およびミクロ理論<組織行動モデル等>)からみた宇宙政策の説明可能性をレビューした。こうした史的展開や国際関係論に関する先行研究の批判的検討を踏まえて、なぜ新しい分析枠組み(SAF)による包括的検討が必要か、を明確化している。第3章では本論文の分析の主軸となるSAFを導入した根拠と、その分析上の効用について論じている。また第4章では世界の宇宙政策と宇宙を取り巻く秩序がどのように変化してきたかを論じている。宇宙開発を主導してきた米国とソ連(ロシア)に加えて中国等の新興国による対宇宙兵器の開発・保有が進んだことは、主要国による安定的な軍事利用に対する重大な障害となる可能性を帯びていると同時に、宇宙利用への依存を深化させている地球上の経済・社会にも重大な影響を与えかねないことが論じられている。

以上を踏まえた上で、第5章～第9章は上記時期区分に基づく政策過程の特質をSAFを具体的に適用して表出している。筆者は膨大な資料を開拓し、また実務者に対するインタビューを実施することにより、SAFにおける8つのレイヤーの相互作用を丹念に実証することに務めた。その過程において、外部環境の変化(北朝鮮による弾道ミサイル発射)に大きく影響を受けながらも、宇宙空間を国家戦略の対象として位置付け、多元的な政策目標を調整し、法的基盤と基本計画を整備し、内閣主導によって省庁連携体制を作り上げる過程として描かれる。また、宇宙政策という高度に専門的知見を必要とする領域において、宇宙開発戦略本部・宇宙政策委員会・そして専門家集団が強い影響力を維持した。こうしたエピステミックな集団は、度重なる日本政治の変動や政権交代の中でも維持もしくは継承されていったことが、SAFに基づく分析によって明らかになった。

本論文の学術的意義及び政策志向の研究としての意義は以下の二点にまとめられる。第一は、本論文が日本の宇宙政策の形成過程を包括的および明確な分析枠組みで論述した初めての研究であることである。既存研究ではある特定の時期区分の政策形成を扱った研究は存在するものの、本論文の包括性及び過去と現代の連続性を射程に置いた分析に匹敵するものではない。とりわけ1998年以降の内閣主導の政策の策定が単なるトップダウンの構造ではなく、多様なステークホルダーの調整・統合として描いたことは重要である。

第二は、日本の政策過程分析に「戦略的行動枠組み」(SAF)を用いたマルチ・ステークホルダー

論文審査の要旨及び担当者

No.3

の相互作用を可視化したことである。従来の研究における国際構造モデル、官僚主導モデル、政党主導モデル、官邸主導モデルといった定型を乗り越え、8つのレイヤーの相互作用を明らかにしたことによって、日本の政策決定過程論の新しい地平線の開拓に成功している。とりわけ宇宙政策をめぐるエピステミック・コミュニティの継続性が、不安定な政治環境の中で宇宙政策の転換や一貫性を保つ上で決定的な役割を果たしたことを検証したことは、重要な学術的成果といえる。

本論文の学術的および政策志向の研究としての成果を高く評価するものの、本論文に欠点や課題がないわけではない。本論文の特質として挙げた1969年以降の包括的な宇宙政策の論述も、論文の構成では1998年以降の時期区分がそれまでと不相応なほど細分化している。本論文が多くの読者の専門知を構成する使命を帯びるとすれば、戦後の史的展開の区分の再検討が必要となろう。他方で宇宙基本法以降の政策形成過程が論述の中心となることは当然であり、以上の指摘が本論文の価値を毀損するものではない。

また本論文の最大の焦点となっているSAFが一般理論として位置付けられるものか、あるいは分析枠組み・ツールなのか、という研究上の位置付けについてもさらなる明確化の必要性がある。それは即ち、SAFが日本の宇宙政策という特定の領域の分析にのみ効用となったのか、あるいはさらなる一般性をもった理論・分析手法なのかという問いである。この視点が追求されれば、本論文は事例研究にとどまらず、政策研究における理論的開拓をより強く打ち出す潜在性を持っているのではないだろうか。しかしながら、本論文の分析枠組みを用いて、他の事例に適用することにより今後の研究で課題を克服することは可能である。

以上のような課題を残しながらも、本論文は学術論文・政策志向の研究として極めて高い価値を有するものである。本論文が博士号(政策・メディア)を授与するに値するものと結論づける。